

一般社団法人茨城県環境保全協会

# 協会だより



2021年(令和3年)度  
第8号(通巻第89号)  
2021年11月1日発行  
一般社団法人茨城県環境保全協会  
発行担当 広報委員会  
水戸市平須町1825-192 平須ビル202  
TEL 029-303-6007  
FAX 029-303-6008  
URL <http://www.kankyo-ibaraki.com/>  
Mail [info@kankyo-ibaraki.com](mailto:info@kankyo-ibaraki.com)

## 神栖市と災害協定を締結しました



出席理事

秋山理事長、長塚・池田・岡島副理事長、小林・佐野・石井・繁藤・犬塚・小沼・樋口理事(理事13名中11名出席)

露崎・佐藤監事

協議事項

- ① 浄化槽トップセミナーについて  
令和4年1月31日にホテルレイクビュー水戸にて環境省主催の「浄化槽トップセミナー」が開催されます。公益社団法人茨城県水質保全協会の三好専務理事から直接、協賛の依頼があり当協会も協賛することにしました。
- ② 不法投棄監視パトロール活動・道路清掃時着用ベストについて  
現在、不法投棄監視パトロール活動・道路清掃時に着用しているジャンパーが使用開始から年数が経過していることと、夏季時に着用できないことから、ベストの作成することについて検討しました。ベストを作成することとし、色やデザインについては再度、協議することにしました。
- ③ 協会だよりについて  
協会だより10月号の内容について広報委員会より提案があり承認されま

10月28日(木)に神栖市役所において締結式が執り行われました。

締結式には神栖市より、石田進市長をはじめ、吉川生活環境部長、飯田生活環境部廃棄物対策課長、寺島生活環境部廃棄物対策課長補佐、安井生活環境部防災安全課長補佐の皆様にご出席いただき、協会からは秋山理事長、

佐野理事、石井理事、東ヶ崎事務局長が出席しました、

締結式の席上、ご挨拶として、石田市長より「災害が発生したとき、協定を締結したことにより、し尿・浄化槽汚泥・災害廃棄物等の収集運搬の選択枠が出来たことは、市民にとっても大変心強いことであり、日々の安全な生活を守ることが一番大切なことである」とのお言葉をいただきました。

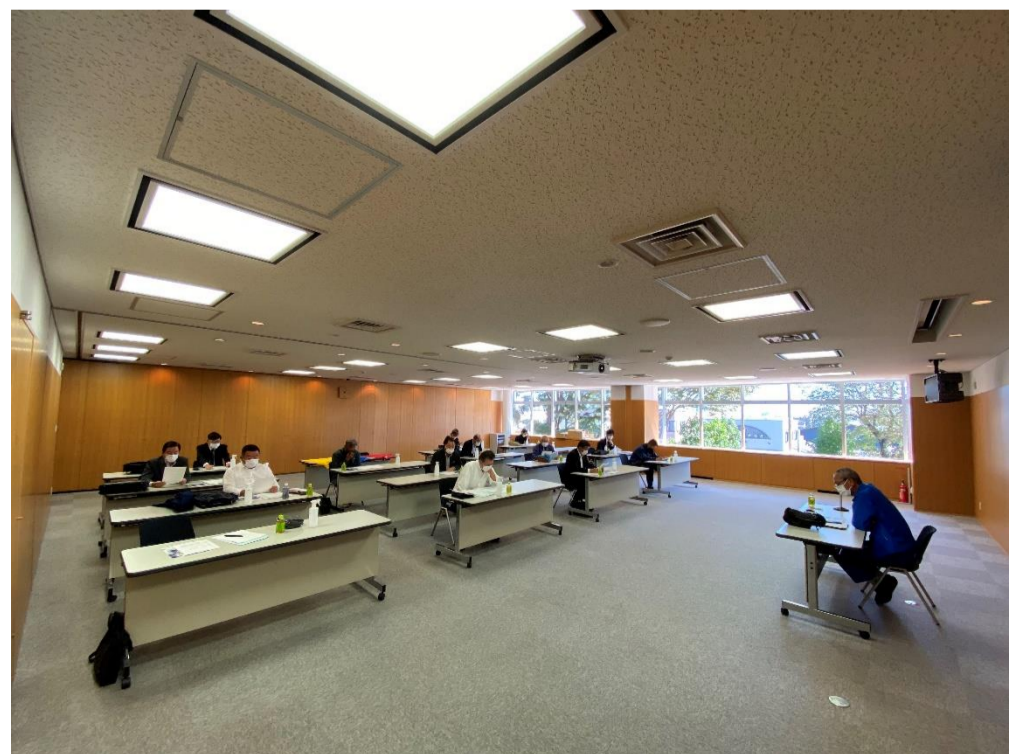
今回の神栖市との締結により、当協会と協定を締結したのは、茨城県と11の市町となりました。

当協会では、今後も災害時の県民生活の衛生保持のために、自治体との協定締結を進めてまいり所存でありますので、各市町村において締結を検討している場合には協会事務局までご連絡をお願いします。

### 10月度定例役員会の開催

10月20日(水)午前10時より10月

度の定例役員会を水戸市の市町村会館にて開催いたしましたので、当日の議事内容等についてご報告いたします。



(参考)災害時協定締結一覧表

締結時期	自治体名
令和2年1月	茨城県
令和2年12月	水戸市
令和3年2月	大子町
令和3年4月	鹿嶋市
令和3年5月	石岡市
令和3年6月	小美玉市
令和3年7月	大洗町
	ひたちなか市
	桜川市
令和3年8月	筑西市
	かすみがうら市
令和3年10月	神栖市

した。県内全ての市町村、県の関係機関に無料配布しています。もし、ご希望の関係者の方がありましたら当協会までご連絡下さい。

報告事項

① 関東地区協議会について

11月17日(水)水戸京成ホテルにて予定していた関東地区協議会研修会については中止とすることにしました。本来であれば、今年度で関東地区の主催県の役割が終了となりますが、新型コロナウイルス感染拡大のため総会や研修会を行っていないことを鑑みて、来年度も1年間、主催県として活動します。

② 大子町不法投棄監視パトロール活動・道路清掃活動について

当協会でも不法時監視パトロールの際に発見し、茨城県に報告した廃プラスチック類などを不法投棄したとして容疑者が逮捕されたとの新聞報道が10月20日にありました。

また、協会だより10月号にて報告させて頂いたようにボランティア清掃で可燃ごみ不燃ごみ合わせて30キログラムを回収しました。

③ 新型コロナウイルス感染症による影響調査アンケートについて

事務局より33社からのアンケートをまとめた資料を配布しました。この結果を(一社)日本環境保全協会を通して、環境省へ報告させて頂きました。会員の皆様の協力ありがとうございました。

以上の内容で役員会を行い、11時30分に閉会しました。

第2回浄化槽維持管理の適正化に関する情報交換会

20日(水)の定例役員会終了後、午後1時30分より水戸市の(公社)水質保全協会 会議室において、本年度2回目の標記情報交換会を開催し、水質保全協会からは、三好専務理事、江尻検査部次長、余水検査管理室長が出席され、当協会からは、池田副理事長、岡島副理事長、犬塚理事が出席しました。

交換会は水質保全協会副理事長でもある犬塚理事が座長に選出され、様々な話題について話し合われましたが、主に清掃後の清掃記録票の交付について話し合われ、水質保全協会のデータから見ても、浄化槽管理者が清掃記録票を保管していない(紛失もしくは未交付)の件数が年を追うごとに減少している事が水質保全協会より

説明されました。

それに対し当協会からは、会員企業に対しては適時協会だより等を使用して記録票の必要性を説明し、管理者への交付を呼び掛けているが、協会に所属していない清掃業者に対して、どのように交付の徹底を呼び掛けているか。最終的には各市町村の浄化槽清掃許可担当部署より指導をしていたり方法を検討したい等の意見が出されました。

また、水質保全協会より清掃後の適正な水張りについての要望も出され、こちらについては、現状を把握したうえで、改めて当紙面を通じてお伝えします。

さらに特定既存単独浄化槽についても意見が出されました。

特定既存単独浄化槽とは、令和元年の浄化槽法改正により制定されたもので、既存単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものと定義されています(法附則第11条第1項)。

上記定義の浄化槽を把握するには、浄化槽法に定められている11条検査が適切であります。環境省では、「保守点検業者や清掃業者から得た管理情報から、既存単独処理浄化槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれのあるもの、内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかなものや劣化が著しいものについて着目すること。」としております。しかしながら清掃や点検時に特定既存単独浄化槽に該当することが判明した場合でも、そのことを自治体等の指導機関へ報告することは個人情報の観点からいかなるものかなどの意見が交わされました。

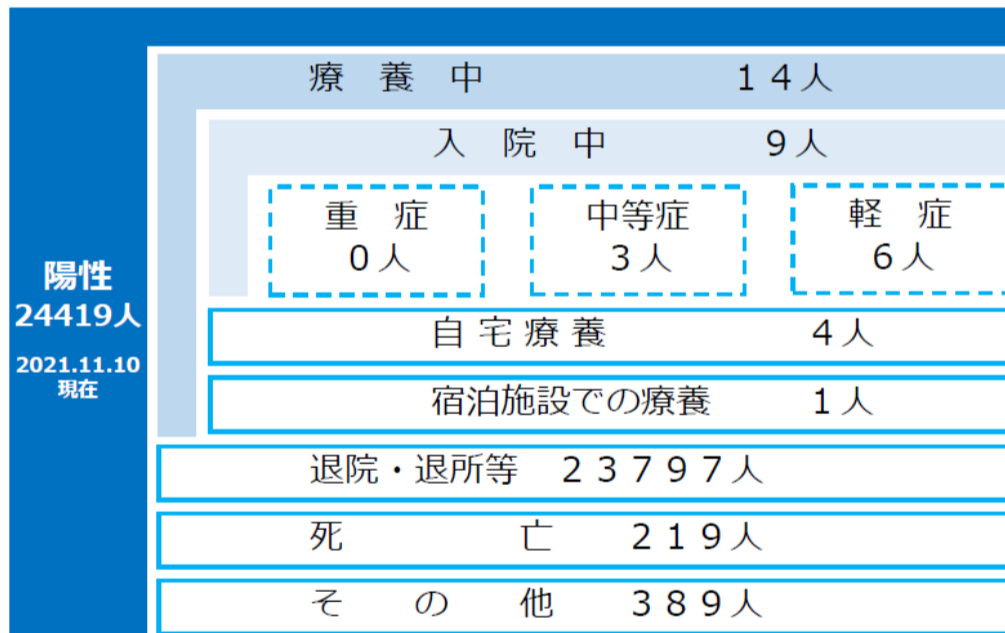
県内新型コロナウイルス感染状況

今年8月から9月にかけてデルタ株による感染拡大第5波が全国を席卷し、県内においても連日200名以上の感染者を確認する事態となった新型コロナウイルス感染症ですが、下の茨城県HPのグラフでもおわかりの通り、特に10月以降は激減と言ってよいほどの感染者の減少が認められております。要因としてはワクチン接種の進行等が報じられておりますが、今後冬にかけて第6波の懸念もありますので、皆様におかれましては引き続きの新型コロナウイルス感染症対策をお願いします。

(参考)10月度大子町支援業務輸送実績

日付	会社名	運搬重量(kg)
1(金)	北茨城市企業衛生	3,700
	磯原清掃サービス	2,700
4(月)	丸越産業	3,000
	セイコー	3,700
5(火)	マカバクリーン(写真撮影)	3,600
		3,700
6(水)	博相社	4,500
		3,000
7(木)	山本環境開発	7,500
8(金)	富士企業	7,500
		7,500
25(月)	水戸環整センター	3,700
	久松商事管理サービス	3,600
26(火)	アミックス	3,700
		3,700
27(水)	玉里クリーン	3,600
	千代田衛生	3,500
28(木)	クロサワクリーンサービス	7,500
29(金)	新生環境整備	7,500
期間合計		79,700

(参考)県内新型コロナウイルス感染症発症状況(県HPより)



※「退院・退所等」には、入院中の陰性化確認により新型コロナウイルス感染症の治療を終えた方や自宅療養中の陰性化確認により療養を終えた方等を含みます。  
 ※「その他」には、県内で陽性が確認される前から県外で居住されている方等を含みます。

県内新規陽性者の推移

